

## 第5章 教育相談

### 第4節 スクールカウンセラー・専門機関等との連携（生徒指導提要P118～P120）

#### 1 連携とは

連携とは、学校だけでは対応しきれない児童生徒の問題行動に対して、関係者や関係機関と協力し合い、問題解決のために相互支援をすることです。

連携は、コラボレーションの考え方を基に行うことが原則であり、コラボレーションとは、専門性や役割が異なる専門家が協働する相互作用の過程を指します。具体的には、教育の専門家である教員が医療や心理の専門家と一緒に、児童生徒の問題の解決に向けて、共に協力し対話し合いながら、児童生徒に対し支援を行うことです。

#### 2 スクールカウンセラーとの連携

スクールカウンセラーは、不登校を始めとする児童生徒の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応等のために、児童生徒の悩みや不安を受け止めて相談に当たり、関係機関と連携して必要な支援をするための「心の専門家」として、公立の小学校、中学校、高等学校等に児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する者と位置付けられ配置されています。

##### （1）スクールカウンセラーの役割

##### ① 児童生徒や保護者に対する援助

- ・不登校から引きこもり傾向になった児童生徒に対して、スクールカウンセラーが平日の昼に訪問カウンセリングを実施することにより、児童生徒に付き添って一緒に相談室に登校できるようになった。
- ・保護者に対する援助では、教員以外に相談できる人がいることにより、学校や教員に対する不満等も遠慮をしないで話すことができる利点がある。保護者自身もカウンセリングを受けることで、児童生徒に対する理解と対応の仕方に気付くことができるようになった。

##### ② 教員に対する援助

- ・校内の生徒指導部会議や教育相談会議にスクールカウンセラーが出席することにより、「個を大切に」「背景を理解する」などの臨床心理学的な視点が、教員の児童生徒理解の幅を広げ、結果的に問題行動の予防的効果が高まった。
- ・スクールカウンセラーの助言から、「子ども用抑うつ尺度」を実施し、より深く児童生徒の置かれている状況や問題点を理解し、それらを踏まえて学校教育目標を改めた。
- ・学習検査や各種検査の見方や個別相談での活かし方を研修で実施し成果があった。
- ・スクールカウンセラーが研修で、いじめから表れる身体症状やいじめのチェックリストを公開、それに基づき教員が観察した結果、いじめを早期に発見し対応できた。

##### ③ 外部機関との連携

- ・スクールカウンセラーが医療機関とのつなぎ役になり、学校での援助や留意点について、貴重な助言を得られた。
- ・児童相談所や警察に紹介し、より専門的な援助を受けた方がいじめ事例の見立てや連携の仕方を助言し、学校全体でも、児童相談所と積極的な連携ができるようになった。

#### 3 スクールソーシャルワーカーとの連携

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家です。スクールソーシャルワーカーについては、教育現場、学校の理解がまだ十分ではないことや一部には誤解も見受けられることから、スクールソーシャルワーカーの活用方法等について、教育委員会が、「活動方針等に関する指針」（ビジョン）を策定し公表することが重要です。

学校は、スクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒の様々な情報を整理統合し、アセスメント、プランニングをした上で、教職員がチームで問題を抱えた児童生徒の支援をすることが重要です。また、教職員にスクールソーシャルワーク的な視点や手法を獲得させ、それらを学校現場に定着させることも同様に重要です。

※生徒指導提要は、平成22年3月に文部科学省から発行され、各学校に配布されています。